

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

佐賀県知事職務代理者
佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第98号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和55年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項及び第7項の規定により徴収する費用並びに法第56条第5項の規定により支払を命ずる費用（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(負担金の支払命令又は徴収)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第21条の5の給付を行ったときは、本人又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち知事が別に定める者に限る。以下同じ。）に、法第50条第5号の2に規定する費用に係る負担金の支払を命ずるものとする。</u></p> <p>2 知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、法第20条第1項の給付又は法第22条第1項の助産、法第23条第1項の母子保護若しくは法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（以下これらを「入所措置等」という。）を行ったときは、本人又はその扶養義務者から、法第50条第5号、第6号の3又は第7号から第7号の3までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</p> <p>3 知事は、<u>第1項の規定により負担金の支払を命ぜられた本人又はその扶養義務者が、負担金の全部又は一部を支払わなかったた</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第2条</p> <p>知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、法第20条第1項の給付又は法第22条第1項の助産、法第23条第1項の母子保護若しくは法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（以下これらを「入所措置等」という。）を行ったときは、本人又はその扶養義務者から、法第50条第5号、第6号の3又は第7号から第7号の3までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</p>

改正前	改正後
<p><u>め、その費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった負担金を徴収するものとする。</u></p> <p>(負担金の額の決定等)</p> <p>第3条 知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、法第20条第1項の給付若しくは入所措置等を行ったとき又は<u>法第21条の5の給付を行うときは</u>、知事が別に定める徴収金基準により負担金の額を決定しなければならない。</p> <p>2 知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったとき、又は変更の決定を行ったときは、速やかに、負担金決定(変更)通知書(様式第1号)を本人又はその扶養義務者に送付しなければならない。<u>ただし、法第50条第5号の2に規定する費用に係る負担金の額の決定を行ったときは、小児慢性特定疾患医療受診券(様式第1号の2)により通知するものとする。</u></p>	<p>(負担金の額の決定等)</p> <p>第3条 知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、法第20条第1項の給付若しくは入所措置等を行ったときは、知事が別に定める徴収金基準により負担金の額を決定しなければならない。</p> <p>2 知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったとき、又は変更の決定を行ったときは、速やかに、負担金決定(変更)通知書(様式第1号)を本人又はその扶養義務者に送付しなければならない。</p>

様式第1号の2を削る。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。